

集中改革プランに基づく、平成17年度から平成21年度までの5年間に取り組むべき具体的実施事項は次のとおりとする。

1. 事務事業の見直し

(1) 事務事業の廃止

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
開町記念式典開催事業 (1) 記念品の廃止	経費節減と必要性から判断し、平成17年度に参加記念品を廃止。						79千円 × 5年 (H16予算)	総務課
行政区要望	地域担当制度や現在検討中の地域自治組織を通じての要望集約や行政への意見反映が可能と考え、平成17年度に廃止。						-	企画財政課
テレフォン・ファックス ガイドシステム事業	利用頻度が少なく、行政として実施の必要性が薄いと判断し廃止。町民情報の提供は、広報誌やホームページなどを中心に発信。						1,626千円 (H16予算)	企画財政課
重度心身障害者年金支給 事業	国の障害基礎年金や手当の制度が充実していることから、平成17年度に廃止。						2,205千円 × 5年 (H16実績)	保健福祉課
勤労青少年ホーム施設維 持管理事業	施設を取り壊すということではなく、勤労青少年のみを対象とした用途を廃止し、幅広い年齢層が活用できるよう利用方法を見直す。						-	教育委員会 社会教育課
猫不妊対策事業	平成17年度に廃止。						288千円 × 5年 (H16予算：負担金補助交付金)	住民生活課
南保育園運営事業	保護者の理解を得ながら認可保育所との統合を検討。						平成21年度 1,687千円 (H16決算額：認可保育園費のうち施設維持管理経費)	住民生活課

(2) 事務事業の縮小

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
開町記念式典開催事業 (2) 式典の隔年実施	経費節減と必要性から判断し、平成17年度から隔年開催とし(平成17年度・平成19年度・平成21年度)、平成21年度から5年に1度の開催とする。なお、表彰も隔年表彰とする。						開催事務の軽減であり、経費は隔年実施なので変わらない。	総務課
うみとやまのふれあい事業	少年野球事業の主催を、競技団体や父母などの団体などに移管を実施。平成17年度から移管できるよう調整。事業全体としては、行政の業務を縮小する。						-	企画財政課
国際交流事業	国際交流協会や行政内部での業務分担を検討し、平成17年度末までに調整。具体的には大人の交流は、国際交流協会、学生の交流事業については教育委員会が実施。						-	企画財政課
生ゴミ処理容器購入助成事業	処理容器のうち、電動生ゴミ処理機の購入助成について、助成基準の見直しを行う。密閉バケツ・コンポスト容器の購入助成については、平成17年度縮小、平成18年度廃止する。						平成17年度 904千円 平成18年度 500千円 × 4年 (前年度予算比較)	住民生活課
女性教育推進事業支援事務	町内女性学級の活動支援事務処理を行政が担当していますが、平成17年度から段階的に自主運営へと向ける。また、活動報償についても平成17年度までの支援とする。						平成18年度 441千円 × 4年	教育委員会 社会教育課
スポーツ賞等授与関連事業	スポーツ賞等・文化賞等の奨励は継続するが、基準の見直しを行う。						-	教育委員会 社会教育課

(2) 事務事業の縮小 つづき

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
専任交通指導員確保・研修事業	町雇用の交通指導員業務を、平成18年度までに地域(特に保護者)・PTAなどの活動で担ってもらう。						-	総務課
児童生徒活動支援事業	部活動支援に町費を支出してきたが、平成19年度に保護者負担を導入する。						平成19年度 633千円 × 3年	教育委員会 学校教育課
商店街活性化推進事業	商店街の活性化事業がすべて完了した段階で目的達成するので、事業は廃止するが、完了までの間、事業縮小を行う。						2,521千円 × 4年 (H17予算)	商工都市振興課
農業後継者対策事務	関係機関と協議し、他の団体や新たな組織などへの移管を行う。						-	農業委員会
除雪事業	市街地の横断歩道部分などの除雪を地域住民に担ってもらう。自ら活動することが困難な場合には、行政と住民が経費を負担し、事業者に委託する「パートナーシップ制」の導入も検討する。						-	建設水道課
イリスフェスタINめむろ	イベント運営を住民活動に移行します。(実行委員会組織)役割分担と経費節減が期待される。						-	商工都市振興課
発祥の地杯ゲートボール大会	イベント運営を住民活動に移行します。(実行委員会組織)役割分担と経費節減が期待される。						-	商工都市振興課

(3) 事務事業の広域連携

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
ホームヘルパー養成事業 (2級課程)	近隣市町村、または西部4町との連携。 利用者の利便性向上と、事務の一本化、また講師確保も容易になることから早期に取り組みを進める。(介護保険計画の第3次見直しに伴って協議することが必要)						平成18年度 166千円 × 4年	保健福祉課
職員研修	十勝19市町村との連携。 各地域で行う市町村職員研修を一つにまとめ、19市町村全体で行うことで、職員意識の向上を図ることが出来る。						平成20年度 200千円 × 2年	総務課
町営牧場管理業務	近隣3~4市町村との連携。 牧場施設整備補助事業により、施設耐用年数経過まで用途変更ができないことから、各牧場の補助事業整理終了後、各市町村の事業形態調査を行い、平成17年度から近隣町村と広域連携を検討する。						-	農林課
病院事業	十勝西部4町との連携。 医師の確保の問題や、広域連携する事による町からの繰出金の削減の効果が期待できる。						-	公立芽室病院
不法投棄対策事務	近隣市町村との連携。 不法投棄等情報の提供など広域連携の検討。連携する市町村で不法投棄一斉取締り月間等を新たに設けるなどの提案をする。						-	住民生活課
国保事務執行业務(運営)	十勝19市町村との連携。 事務処理を一本化することで事務の効率化を期待できるが、格差の問題も含めどのような方法が解決策として受け入れられるのか検討する必要がある。						-	保健福祉課

(3) 事務事業の広域連携 つづき

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
介護サービス給付事務	十勝19市町村との連携。 経常経費削減、一時的サービス利用増や収納率低下等による保険料負担の影響に対する柔軟な対応ができ、介護認定の公平化の観点から、広域連携推進を望みます。国保事務と同じく格差の問題も含めどのような方法が解決策として受け入れられるのか検討する必要がある。						-	保健福祉課
徴収業務	十勝19市町村との連携。 市町村から徴収担当者を招集しての一部事務組合の方法と、単に市町村同士の連携をする方法があります。徴収・滞納整理専門の一部事務組合を組織することで、情報交換、徴収体制を強化することができ、また他市町村分の滞納も徴収することで全体として効率的です。町村会の動向を見ながら検討する。						-	税務課

事務事業の見直しに係る財政効果額 計	85,017千円	
--------------------	----------	--

2. 民間委託等の推進

(1) 施設運営の民営化

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
中央保育所運営事業	平成19年度から中央保育所は民設民営(運営移譲)化する。						平成19年度 14,063千円 × 3年	住民生活課
特別養護老人ホーム運営事業	平成21年度に民設民営(運営移譲)化する。						平成21年度 7,886千円 (運営事業費収支赤字額)	特別養護老人ホーム

(2) 施設管理の指定管理者制度導入

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
めむろてつなん保育所運営事業	平成19年度からめむろてつなん保育所は公設民営(指定管理者制度)を導入する。						平成19年度 19,476千円 × 3年	住民生活課
中央公民館維持管理事業	役割分担と経費節減の考え方から、平成18年度民間企業等への指定管理者制度を導入する。						平成18年度 7,401千円 × 4年	教育委員会 社会教育課
集団研修施設維持管理事業	現状では、運営・管理の地域などへの委託は難しい状況だが、委託を受けることのできる団体・組織の検討を進め委託実施に向け、積極的に指定管理者制度の導入を目指す。						平成19年度 1,193千円 × 3年	教育委員会 社会教育課

(3) 民間委託

事務・事業名	実施内容	実施期間(年度)					実施効果等	主管課
		17	18	19	20	21		
広報誌発行	記事のレイアウト・校正及び、配布について委託する。						平成17年度 +10,611千円 (委託料の増)	企画財政課
スクールバス運行事業	役割分担と経費節減の考えから、スクールバスの運行・維持管理は段階的に民間事業者への委託を進め、全面委託化を目指す。						- (人件費)	教育委員会 学校教育課
学校給食センター維持管理事業	役割分担と経費節減の考えから、学校給食センターの維持管理を、民間企業等に委託する。						平成19年度 2,490千円 平成20年度 1,955千円 平成21年度 1,955千円	教育委員会 学校教育課
公営住宅維持管理事業	公営住宅の維持修繕業務は現在、町職員が行っているが、平成18年度を目標に民間委託を実施する。この際、運営管理業務と一体的な民間委託を検討する。						平成19年度 802千円 × 3年	住民生活課
上下水道事務	上下水道関連施設の維持管理や、料金徴収事務などについて、民間委託を検討・実施する。						-	建設水道課

民間委託等の推進に係る財政効果額 計	158,541千円
--------------------	-----------

3. 職員の定員管理

(1) 人件費の抑制

ますます厳しくなる財政状況のもと、簡素で効率的な行政運営を推進するためには人件費の抑制が不可欠な状況となっている。そのために事務事業の見直し（廃止、縮小、統廃合等）、組織・機構の簡素合理化、外部委託の推進等を積極的に進めることにより、少数精鋭による柔軟で弾力的な組織体制を構築する必要がある。ここに「職員定数適正化計画」を策定し、計画的な定員管理の推進を図るものとする。

(2) 将来を担う人材の確保

「職員定数適正化計画」は人件費の抑制のみならず将来を担う人材の計画的な確保を目的としている。行政職の事務職、技術職が今後5年間で43人が定年退職となり、平成17年4月現在の22%の職員が退職することになる。従って年齢構成にも配慮した計画的な職員の採用は、組織の活性化や効率的な行政運営のためにも重要となる。

(3) 「人材育成指針」、「民間活用基本計画」との整合性

少数精鋭の行政運営実現のためには、職員一人ひとりの能力開発と努力した者が報われる人事考課制度の導入及び外部委託の積極的な推進が必要不可欠であり、それらの実現のために「人材育成指針」、「民間活用基本計画」との整合性を図る必要がある。

(4) 職員定数適正化目標

職員定数の適正化にあたっては、今後住民や地域などとの役割分担及び広域連携を積極的に推進していくが、一方では国や道からの権限委譲及び新たな行政需要への対応なども考慮していく必要がある。そこで職員定数適正化目標は、平成22年4月において、平成17年4月現在職員数の10%程度（事務職、技術職は14%程度）を削減するものとする。ただし、教育長、公立芽室病院医師を除く。

(5) 職員定数適正化目標を達成するための取り組み

退職者不補充

保育士、技能職、労務職等については原則退職者不補充とし、臨時職員、嘱託職員及び外部委託化により対応する。

事務職、技術職の新規採用

組織の適正規模、職員構成等に配慮しながら計画的に職員を採用する。

民間委託等

平成15年8月策定の「民間活用基本計画」に基づき、行政運営の効率化を図るため、民間への委託化が適当な事務事業については、積極的、計画的に民間活力の導入を進める。また、公の施設の管理運営については、指定管理者制度への早期の移行を目指す。

事務事業の見直し

事務事業評価システムを導入し、住民ニーズや社会経済情勢の変化を念頭に置いた事務事業の整理合理化を進める。

組織・機構改革

職員定数の削減に対応するため、職階のフラット化を実施し意思決定の迅速化及び行政組織のスリム化を図る。課の統廃合についても時代の要請等に応えた再編を行っていく。また、現在の「係」の枠組みをさらに大きな枠組みに再編することにより課内、係内流動を容易にする流動的、機動的な組織づくりを目指す。さらに「係制」に比べ「スタッフ制」のほうが執行体制がより効率的となる部署については、「スタッフ制」を導入する。

(6) 職員定数適正化計画期間について

【計画期間】

平成17年度から平成21年度までの5年間とする。

(7) 目標職員数

年度別採用計画に基づき、平成22年4月1日の目標職員数を294人とする。

年度 区分	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	合計
	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	
4月1日職員数	327	324	325	315	318	308	310	300	303	288	294	
年度退職職員数		5		10		10		10		15		50
採用予定職員数		+2	+1		+3		+2		+3		+6	+17
対前年 4月1日増減			2		7		8		7		9	33
増減累計			2		9		17		24		33	33
増減率 (%) (H17.4.1比較)			0.6		2.8		5.2		7.3		10.1	10.1

- * 職員数は、正職員と月額職員とし、特別職（町長、助役、教育長）及び公立芽室病院医師を除く。
- * 退職者は定年退職者のみとした。
- * 採用予定職員数は平成 17 年度は実績、その他は年度別に一定の退職者補充割合から算出した。

(8) 人件費抑制効果

定期昇給分、新規採用及び退職職員分を含めた人件費の抑制効果額を次のとおり目標とする。

【単位：千円】

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	累 計
人 件 費	1,990,679	1,977,678	1,926,809	1,859,812	1,790,382	1,692,679	
対前年度増減		13,001	50,869	66,997	69,430	97,703	
削減累計額		13,001	63,870	130,867	200,297	298,000	298,000

(9) 職員定数適正化の見直し

本目標は、現時点における社会経済情勢及び行財政環境から向こう 5 年間にわたる目標を設定したものであり、今後予想される国の三位一体改革、道州制特区構想、地方分権の動向更には事務事業評価に伴う事業の見直しや指定管理者制度の推進状況等流動的要因も多いので今後の状況の変化に応じて随時見直しを行うこととする。

4. 給与の適正化

(1) 職員給与・手当の引き下げ

厳しい財政状況から、職員給与・手当の見直しを行う。

期末勤勉手当の削減

平成17年度は、期末勤勉手当(ボーナス)を年間4.4か月分から0.2か月分引き下げ、4.2か月分に減額する。

なお、引き下げ実施による影響額は、概ね給料月額の1%減に相当する金額となる。

影響額 約 28,820 千円の削減

特殊勤務手当の廃止及び削減

- | | | |
|-------------------|---|--|
| ・平成18年度から5業務手当を廃止 | 「野犬掃とう業務：月額500円」「火葬業務：月額5,000円」「ボイラー業務：月額2,000円」
「町税賦課業務：月額5,000円」「社会福祉士業務：月額5,000円」 | |
| ・平成18年度から3業務手当の削減 | 「町税徴収業務：月額10,000円 月額5,000円へ」
「特別養護老人ホーム特別勤務手当(生活指導員)：給料月額×8/100 給料月額×4/100」
「特別養護老人ホーム特別勤務手当(介護員)：給料月額×16/100 給料月額×8/100」 | |
| ・平成19年度から1業務手当を廃止 | 「町税徴収業務：月額5,000円」 | |
| ・平成19年度から2業務手当の削減 | 「特別養護老人ホーム特別勤務手当(生活指導員)：給料月額×4/100 給料月額×2/100」
「特別養護老人ホーム特別勤務手当(介護員)：給料月額×8/100 給料月額×4/100」 | |

影響額 平成18年度 約 6,853 千円 × 4年
平成19年度 約 2,471 千円 × 3年

(2) 特別職の報酬引き下げ

平成 17 年度特別職報酬削減

- ・報酬月額削減 平成 15 年 1 月に引き下げを行ったが、平成 17 年度からさらに 2%の削減を行う。

（前回の引き下げ）		（今回の引き下げ）		【単位：月額】
	平成 15 年 1 月から 削減率（%）		平成 17 年度から 削減率（%）	今回削減額
町 長	81 万 3 千円	⇒	79 万 5 千円	1 万 8 千円 (2%)
助 役	68 万 2 千円	⇒	66 万 7 千円	1 万 5 千円 (2%)
教育長	61 万 3 千円	⇒	60 万円	1 万 3 千円 (2%)

- ・期末勤勉手当の削減

町 長：報酬月額×4.4 か月分	報酬月額×3.4 か月分	へ	1.0 か月
助 役：報酬月額×4.4 か月分	報酬月額×3.9 か月分	へ	0.5 か月
教育長：報酬月額×4.4 か月分	報酬月額×3.9 か月分	へ	0.5 か月

報酬月額及び期末勤勉手当の年間削減額

町長 約 1,011 千円 ・ 助役 約 514 千円 ・ 教育長 約 456 千円
合計 年額 約 1,981 千円の削減

平成 18 年度特別職報酬削減

- ・期末勤勉手当の削減

町 長：報酬月額×4.45 か月分	報酬月額×3.45 か月分	へ	1.00 か月
助 役：報酬月額×4.45 か月分	報酬月額×3.70 か月分	へ	0.75 か月
教育長：報酬月額×4.45 か月分	報酬月額×3.95 か月分	へ	0.50 か月

・ 期末手当の役職加算廃止（平成 18 年度から）

町 長：報酬月額×1.15 報酬月額×0.0 へ 15%
助 役：報酬月額×1.15 報酬月額×0.0 へ 15%
教育長：報酬月額×1.15 報酬月額×0.0 へ 15%

平成 18 年度の期末勤勉手当削減額

町長 約 372 千円 ・助役 約 504 千円 ・教育長 約 326 千円
合計 年額 約 1,202 千円の削減

期末勤勉手当の役職加算削減に係る平成 19 年度以降の削減額

町長 約 411 千円 ・助役 約 370 千円 ・教育長 約 356 千円
合計 年額 約 1,137 千円 × 4 年

給与の適正化に係る財政効果額 計

79,300 千円

5. 歳入の確保

(1) 新税の導入

都市計画事業の受益者に対する負担として、平成 19 年度から「都市計画税」を導入する。

名 称	目 的	課税対象	年度	税率	税収見込み(年間)
都市計画税	都市計画事業、土地区画整理事業に要する経費に充てる。 (道路・公園・緑地・水道・下水道の整備など)	市街化区域にある土地、家屋	19 年度	0.1%	50,475 千円
			20 年度	0.1%	53,402 千円
			21 年度	0.1%	51,640 千円

(2) 新たな使用料・手数料の創設

受益負担の原則から次の使用料・手数料を導入する。

名 称	導 入 内 容	収 入 見 込 み
学校体育館使用料	町内小中学校体育館を、学校開放事業に限り一般使用を認めているが、平成 17 年度から有料化する。 体育館維持管理経費の 20%負担で使用料積算。	平成 17 年度 264 千円 × 5 年
学童保育料	町内 2 学童保育所(かしわ学童保育所 50 人、つつなん学童保育所 70 人)について、平成 18 年度から 1 人月額 3,000 円の負担。	平成 18 年度 3,240 千円 × 4 年
勤労青少年ホーム使用料	勤労青少年のための施設であるが、他の多目的施設と同様に面積による 1 時間を単位とした使用料を平成 18 年度から導入。	平成 18 年度 39 千円 × 4 年

(3) 使用料の改正

財政基盤の安定・強化のため次の使用料を改定する。

名 称	導 入 内 容	収 入 見 込 み
地域集会施設使用料	「芽室町公共施設使用等適性負担指針」に基づき、平成 18 年度から施設の維持管理経費の 20%を、平成 21 年度から 30%の受益者負担をいただくことで改正する。 ただし、施設の地域利用を促進する意味において「地域コミュニティ」の利用は全額減免とする。	平成 18 年度 1,790 千円 × 3 年 (平成 17 年度収入に比較し減額) 平成 21 年度 1,460 千円
多目的施設、社会体育施設使用料	「芽室町公共施設使用等適性負担指針」に基づき、平成 19 年度から施設の維持管理経費の 30%を、平成 22 年度から 40%の受益者負担をいただくことで改正する。	平成 19 年度 3,999 千円 × 3 年
個別排水処理施設(合併浄化槽)使用料	現行、維持管理費の 50%を負担していただいているが、平成 19 年度に 100%負担で使用料改正を行う。	平成 19 年度 3,774 千円 × 3 年
歳入確保策に係る財政効果額 計		186,442 千円